

令和 6 年 1 0 月 9 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

電力会社に申込みをする際に気を付けるポイント 【注意喚起】

電力の小売自由化により、契約できる電力会社を自由に選択することができるようになってきました。電力会社に契約を申込み際に、気を付けるべきポイントをお知らせします。

1. 契約先の確認について

電力会社の中には、プラン名や提供サービス名を積極的に使って営業活動をしている会社もあります。こうした状況の中で、プラン名などから、契約先を勘違いして申込みをしてしまうケースがあります。

具体的には、『〇〇バリュー電力』（※）（〇〇には大手電力会社の各エリア名が記載）といったような、大手電力会社と誤認を招くようなプラン名で勧誘をされたので、大手電力会社と勘違いして契約の申込みをしてしまった、という相談が寄せられています。

（※）実際に相談が寄せられたプラン名を一部加工しています。

電力会社との契約に当たっては、電力会社の正式名称をしっかりと確認した上で、申込みをしましょう。正式名称がよく分からない場合には、申込先の電力会社によく確認しましょう。

（参考）[小売電気事業者一覧](#)

2. 困った時の相談先

契約内容に関する相談は、契約先の電力会社にお願いします。

電気・ガスの契約に関する制度や小売供給契約を結ぶ際のトラブルなどについては、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）にお問い合わせください。ただし、当窓口では、相談者と事業者との間のあっせん・仲裁は行っておりません。

（参考）[電力・ガス取引監視等委員会相談窓口](#)

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 下津
担当者：小松、古田、中村
電話：03-3501-1552（直通）